

自主防災関係

資料 22 流山市自主防災組織消火器維持管理費補助金交付要綱

平成 4 年 4 月 1 日

告示第 85 号

改正 平成 15 年 3 月 28 日告示第 49 号 平成 19 年 1 月 5 日告示第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地域の防災活動の促進を図るため、自主防災組織が防災活動を行うために必要な消火器の維持管理に要する経費の一部に対し、流山市補助金等交付規則（昭和 42 年流山市規則第 14 号。以下「規則」という。）に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災組織 地域住民の日常生活の安全の確保を図るため、地域の防災活動を行うことを目的として、自治会を単位として組織された団体であり、かつ、規約等の定めのあるものをいう。
- (2) 防災活動 地震、火災、風水害等の災害から地域住民の生命及び財産を守るために行われる被害の防止及び避難等の活動並びにそれらの訓練をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付対象者は、防災活動のために、消火器を維持管理する自主防災組織とする。

(補助対象経費)

第 4 条 補助の対象経費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自主防災組織が所有する消火器を防災活動のために使用したときに行う薬剤の詰め替えに要する経費
- (2) 自主防災組織が所有する消火器（当該消火器の本数に 3 分の 1 を乗じて得た数を限度とし、算出した数に端数が生じたときは、当該端数を切り上げるものとする。）の 5 年ごと又は 5 年を経過した随時期ごとに行う薬剤の詰め替えに要する経費

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、消火器 1 本につき、前条に規定する補助対象経費の 3 分の 1 に相当する額とし、その限度額は 1,600 円とする。

2 前項に規定する補助金の額に 100 円未満の端数があるときは、その端数の全額を切り捨てるものとする。

(申請)

第 6 条 規則第 3 条の規定により補助金の交付の申請をしようとする者は、流山市自主防災組織

消火器維持管理費補助金交付申請書（別記第 1 号様式）に、消火器の詰め替えに要する経費に係る見積書を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付条件）

第 7 条 規則第 5 条の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象経費の配分を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助金の交付申請に係る消火器が紛失又は破損した場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

（決定の通知）

第 8 条 規則第 6 条の規定による通知は、流山市自主防災組織消火器維持管理費補助金交付決定（申請却下）通知書（別記第 2 号様式）により行うものとする。

（変更承認等の申請）

第 9 条 第 7 条の規定による承認又は指示を受けようとする者は、流山市自主防災組織消火器維持管理費補助金交付変更承認等申請書（別記第 3 号様式）を市長に提出しなければならない。

（実績の報告）

第 10 条 規則第 12 条の規定による報告は、流山市自主防災組織消火器維持管理費実績報告書（別記第 4 号様式）に、消火器の詰め替えに要した経費の領収書を添えて行わなければならない。

（確定の通知）

第 11 条 規則第 14 条の規定による通知は、流山市自主防災組織消火器維持管理費補助金交付確定通知書（別記第 5 号様式）により行うものとする。

（交付の請求）

第 12 条 規則第 15 条の規定による提出は、流山市自主防災組織消火器維持管理費補助金交付請求書（別記第 6 号様式）により行わなければならない。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 28 日告示第 49 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の流山市自主防災組織消火器等維持管理費補助金交付要綱の規定は、平成 15 年 4 月 1 日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成 19 年 1 月 5 日告示第 1 号）

（施行期日）

1 この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の流山市自主防災組織消火器維持管理費補助金交付要綱の規定は、平成 19 年 4 月 1 日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

《様式 19 流山市自主防災組織消火器維持管理費補助金交付申請書》

《様式 20 流山市自主防災組織消火器維持管理費補助金交付決定（申請却下）通知書》

《様式 21 流山市自主防災組織消火器維持管理費補助金交付変更承認等申請書》

《様式 22 流山市自主防災組織消火器維持管理費補助金実績報告書》

《様式 23 流山市自主防災組織消火器維持管理費補助金交付確定通知書》

《様式 24 流山市自主防災組織消火器維持管理費補助金交付請求書》

資料 23 流山市自主防災組織設立時における資器材の譲与に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の防災活動の促進を図るため当該地域の住民が自主防災組織を設立するときに、自主防災組織が防災活動を行うための資器材を譲与するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)自主防災組織 地域住民の日常生活の確保を図るため、地域の防災活動を行うことを目的として、自治会を単位として組織された団体であり、かつ、規約等の定めのあるものをいう。

(2)防災活動 地震、火災、風水害等の災害から地域住民の生命及び財産を守るために行われる被害の防止及び避難等の活動並びにそれらの訓練をいう。

(資器材譲与対象者)

第3条 資器材の譲与対象者は、防災活動のために新たに設立される自主防災組織とする。

(譲与資器材)

第4条 資器材の譲与する基準は、別表に掲げるとおりとする。

(事前協議)

第5条 資器材の譲与を申請しようとする者は、自主防災組織を設立する6ヶ月前までに市長と協議しなければならない。

2 前項の事前協議は、次条に定める要件について、次条で定める様式を準用して行うものとする。

(申請)

第6条 資器材の譲与を申請しようとする者は、流山市自主防災資器材譲与申請書(別記第1号様式)に、当該自主防災組織の規約、役員名簿、防災計画書、区域図、及び防災資器材の備蓄予定場所位置図を添えて、市長に提出しなければならない。

(決定の通知)

第7条 前条の申請に対する決定通知は、流山市自主防災資器材譲与決定(却下)通知書(別記第2号様式)により行うものとする。

(資器材の譲与条件)

第8条 市長は、資器材を譲与するに当たり必要があると認めるときは、次の各号に掲げる条件を付することができる。

(1)譲与された資器材の定期点検及び維持管理は、申請した自主防災組織の負担により、責任をもって行うこと。

(2)自主防災組織の区域が変更となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(3)自主防災組織区域内の世帯数が15世帯以上変更になった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(4)自主防災組織を組織できなくなった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受け

ること。

(5)その他市長が必要と認める事項

(資器材の譲与)

第9条 市長は、第7条に規定する資器材の譲与を決定したときは、予算の範囲内において資器材を購入し、当該自主防災組織に譲与するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別 表

譲与資機材

品 目	譲 与 基 準
消 火 器	15 世帯につき 1 本
消火器格納箱	消火器 1 本につき 1 個
メガホン	10 世帯につき 1 個
担 架	1 自主防災組織につき 1 基
三角巾セット	1 自主防災組織につき 1 セット
避難誘導旗	10 世帯につき 1 旗
救助用ロープ	1 自主防災組織につき 50 メートルのもの 1 本

《様式 25 流山市自主防災資器材譲与申請書》

《様式 26 流山市自主防災資器材譲与決定(申請却下)通知書》

資料 24 自主防災組織一覧表

平成 19 年 3 月 31 日現在

番 号	自治会防災会名称	組織数
1	流山1丁目自治会防災会	1
2	流山2丁目防災会	1
3	流山3丁目自主防災会	1
4	流山4丁目自主防災会	1
5	流山5丁目自主防災会	1
6	流山6丁目自治会自主防災会	1
7	流山7丁目自主防災会	1
8	流山8丁目防災会	1
9	流山9丁目自治会防災会	1
10	東谷自治会防災会	1
11	加岸自主防災会	1
12	加台自治会防災会	1
13	三輪野山防災会	1
14	江戸川台東防災会	4
15	江戸川台西防災会	4
16	サン・コーラス江戸川台自治会自主防災会	1
17	松ヶ丘千ヶ井自治会防災会	1
18	松風自治会防災会	1
19	松ヶ丘北自主防災会	1
20	松ヶ丘緑自治会自主防災会	1
21	松ヶ丘自治会自主防災会	4
22	松ヶ丘郵政自治会自主防災会	1
23	松ヶ丘旭自治会防災会	2
24	西松ヶ丘自主防災会	1
25	南柏本州団地自主防災会	1
26	鱈ヶ崎団地自治会防災会	3
27	南流山東町会自主防災会	1
28	南流山自主防災会	3
29	美原自治会防災委員会	2
30	ときわまつ自治会防災会	1
31	西初石6丁目自治会防災会	1
32	東初石3丁目自治会防災会	1
33	東初石4丁目自治会自主防災会	1

番 号	自治会防災会名称	組織数
34	T B S やよい団地自治会防災部	1
35	東初石5・6丁目防災部	1
36	西初石5丁目第1自治会防災部	1
37	四季野自治会自主防災会	1
38	名都野自治会自主防災会	1
39	野々下第2自治会自主防災会	1
40	長崎自治会自主防災部	1
41	東深井第一北自主防災会	1
42	東深井第一南組織	1
43	東深井第2自治会自主防災会	1
44	東深井第3自治会自主防災会	1
45	コモンシティ防災会	1
46	オークタウン江戸川台自治会自主防災部	1
47	八木南団地自治会自主防災部	1
48	西初石5丁目第2自治会防災部	1
49	平和台二・三丁目自治会	1
50	流山ハイツ自主防災組織	1
51	東深井みどり台自治会自主防災部	1
52	コープ野村南流山貳番街自衛消防隊	1
53	平和台自治会自主防災部	3
54	西平井自治会自主防災会	1
55	宮園自治会自主防災組織	1
56	みどり台自治会自主防災組織	1
57	豊台自主防災会	1
58	ネオハイツ江戸川台自衛消防隊	1
59	東初石1丁目自治会防災部	1
60	東初石県営住宅自治会自主防災部	1
61	前ヶ崎自治会防災部	1
62	前ヶ崎南部自治会自主防災部	1
63	田島自治会自主防災部	1
64	青田第一自治会自主防災部	1
65	木自治会自主防災	1
66	清辺北岸自治会	1

番 号	自治会防災会名称	組織数
67	江戸川台小田急ハイツ防火対策協議会	1
68	北自治会自主防災組織	1
69	向小金自主防災部	1
70	東自治会自主防災部	1
71	真和自治会防災部	3
72	青葉台自治会防災部	1
73	雪印ひらかた自主防災	1
74	初石パークホームズ自衛防災部	1
75	平河内自治会保安厚生部	1
76	東初石2丁目自治会	1
77	第一住宅初石団地自治会	1
78	不二団地防災会	1
79	南柏パークハウス自治会自主防災会	1
80	コンドミニアム初石自治会防災部	1
81	南流山1丁目自治会	1
82	富士見台	1
83	駒木台第二自治会自主防災会	1
84	小田急江戸川台団地自治会自主防災会	1
85	プレステージ富士見台自主防災会	1
86	コープ野村南流山壱番街自治会自主防災会	1
87	鱈ヶ崎自治会自主防災会	4
88	初石電々町内会自治会自主防災会	1
89	トーマン第3江戸川台自治会自主防災会	1
90	東急団地自治会自主防災会	1
91	美田自治会自主防災会	5
92	東急ドエルステージ21センターコート自主防災会	4
93	前ヶ崎みどり自治会自主防災会	1
94	西初石4丁目自治会自主防災会	1
95	ゆたか自治会自主防災会	2
96	西初石1・2丁目自治会	2
97	西初石3丁目防災会	1
98	若葉台自治会	3
99	こうのす台自主防災組織	3

番 号	自治会防災会名称	組織数
100	さつき自治会自主防災組織	1
101	ウッドランドヒルズ自治会自主防災会	1
102	向小金第二自治会自主防災部	1
103	トーカンマンション南柏ガーデンヒルズ自治会自主防災会	1
104	江戸川台グリーンハイツ自治会自主防災会	1
105	ウッドパーク初石駅前自主防災会	1
106	駒木自治会自主防災会	4
107	大橋団地自治会自主防災会	1
108	東映自治会自主防災会	1
109	名都借わかば自治会自主防災会	1
110	三本松自治会自主防災会	1
111	グリーンコーポ平和台自治会自主防災会	1
112	ルアジーランド流山自治会自主防災会	1
113	運河団地自治会	1
114	東深井プライマリー	1
合 計		152

資料 25 気象庁震度階級(気象庁震度階級関連解説表)

計測震度	震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン	地盤・斜面
0～0.4	0	人は揺れを感じない。						
0.5～1.4	1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。					
1.5～2.4	2	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている人の一部が、目を覚ます。		電線が少し揺れる。				
2.5～3.4	3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。恐怖感を憶える人もいる。	棚にある食器類が、音を立てることがある。					
3.5～4.4	4	かなりの恐怖感があり、一部の人は身の安全を図ろうとする。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自動車を運転していて、揺れに気がつく人がいる。				
4.5～4.9	5弱	多くの人が、身の安全を図ろうとする。一部の人は、行動に支障を感じる。	つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。補強されていないブロック塀が崩れることがある。道路に被害が生じることがある。	耐震性の低い建物では、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁などに亀裂が生じるものがある。	安全装置が作動し、ガスが遮断される家庭がある。まれに水道管の被害が発生し、断水することがある。[停電する家庭もある。]	軟弱な地盤で、亀裂が生じることがある。山地で落石、小さな崩壊が生じることがある。
5.0～5.4	5強	非常な恐怖を感じる。多くの人が、行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。ダンスなど重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることもある。一部の戸が外れる。	補強されていないブロック塀の多くが崩れる。据え付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。多くの墓石が倒れる。自動車の運転が困難となり、停止する車が多い。	耐震性の低い建物では、壁や柱がかなり破損したり、傾くものがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁(はり)、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。耐震性の高い建物でも、壁などに亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生することがある。[一部の地域でガス、水道の供給が停止することがある。]	

計測震度	震度階級	人 間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン	地盤・斜面
5.5～ 5.9	6弱	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものがある。耐震性の高い住宅でも、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁や柱が破壊するものがある。耐震性の高い建物（はり）、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生する。〔一部の地域でガス、水道の供給が停止し、停電することもある。〕	地割れや山崩れなどが発生することがある。
6.0～ 6.4	6強	立っていることができず、はわなないと動くことができない。	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸が外れて飛ぶことがある。	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものが多い。耐震性の高い住宅でも、壁や柱がかなり破損するものがある。	耐震性の低い建物では、倒壊するものがある。耐震性の高い建物でも、壁、柱が破壊するものがある。	ガスを地域に送るための導管、水道の配水施設に被害が発生することがある。〔一部の地域で停電する。広い地域でガス、水道の供給が停止することがある。〕	大きな地割れ、地すべりや山崩れが発生し、地形が変わることもある。
6.5～	7	揺れにほんろうされ、自分の意思で行動できない。	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。	ほとんどの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されているブロック塀も破損するものがある。	耐震性の高い住宅でも、傾いたり、大きく破損するものがある。	耐震性の高い建物でも、傾いたり、大きく破損するものがある。	〔広い地域で電気、ガス、水道の供給が停止する〕	大きな地割れ、地すべりや山崩れが発生し、地形が変わることもある。

注1)地震情報などにより発表される震度階級は、観測点における揺れの強さの程度を数値化した計測震度から換算されるものである。

2)ライフラインの〔 〕内の事項は、電気、ガス、水道の供給状況を参考として記載したものである。